

申2号「就業規則の改正等について」団体交渉を行う！ その2

3. 保存休暇の新設理由および社員・出向者を含め経過措置を明らかにすること。

《会社》 長期継続する社員に生じうる様々な不測の事態により円滑に対応することを可能とするとともに、働きがいのさらなる向上及びダイバーシティ推進の観点から新設するものである。

《組合》 今年度3月31日で失効する年休は、4日を上限として保存休暇となるか。

《会社》 3月31日に失効する年休は保存対象になる。

《組合》 出向者は今月31日で失効する年休は積み上げることが出来るのか。
また使用できるのか。

《会社》 出向者は今までは保存年休として貯めることが出来たが使えなかった。しかし、4月からは貯まることと、使用できる。

4. 緊急呼出手当の新設理由および手当の金額を明らかにすること。

《会社》 自分の時間に緊急呼出を受けた社員に報いることを目的として新設するものである。支給額については、深夜帯に呼出を受けた場合が4,500円、その他の時間が2,500円である。

《組合》 現時点で緊急呼び出しの実績件数はあるのか。

《会社》 手当がなかったのでカウントしていない。

《組合》 深夜帯とは何時からなのか。

《会社》 22時から5時である。

《組合》 緊急呼出手当の支給条件はどのようなことか。

《会社》 緊急呼出手当の5つの要件は、1つ目に勤務時間外であること。2つ目は勤務箇所の所在する会社の施設外であること。3つ目は緊急の出勤を命じること。4つ目は直ちに通勤を開始すること。5つ目は指定された場所に到着すること。

《組合》 指定した場所に行ったが、空振りということもある。その場合でもきちんと手当が支給することを確認する。

《会社》 実際現地に到着後、業務がなくても手当は支給する。

社員とのコミュニケーションは必要なので、管理者としては当然の配慮をする。
運用については、社内の通達で記載する。トラブルがないようにする。